

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

当会近郊の災害発生状況および想定される災害発生情報は、大桑村が策定した防災マップ(令和3年3月更新版)及び、J-SHIS(防災科学技術研究所)が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

(1)災害発生リスク

(1)-1. 大桑村の位置と拡大図



長野県の南西部に位置する大桑村は、東西 30km、南北 10km、総面積 234.47 平方 km の山村です。東は南駒ヶ岳をはじめとする中央アルプスの山々、南は南木曽町、北は上松町、西は岐阜県中津川市及び王滝村へ隣接。地形は急峻で、村の総面積の 96% を山林が占めています。中央部を北東から南西に流れる木曽川に沿って国道 19 号、JR 中央線が走っています。集落及び耕地は、村の中央を南北に還流する木曽川とその支流の伊那川などの流域(標高 500 ~800m) に点在しています。

図-1 大桑村の位置

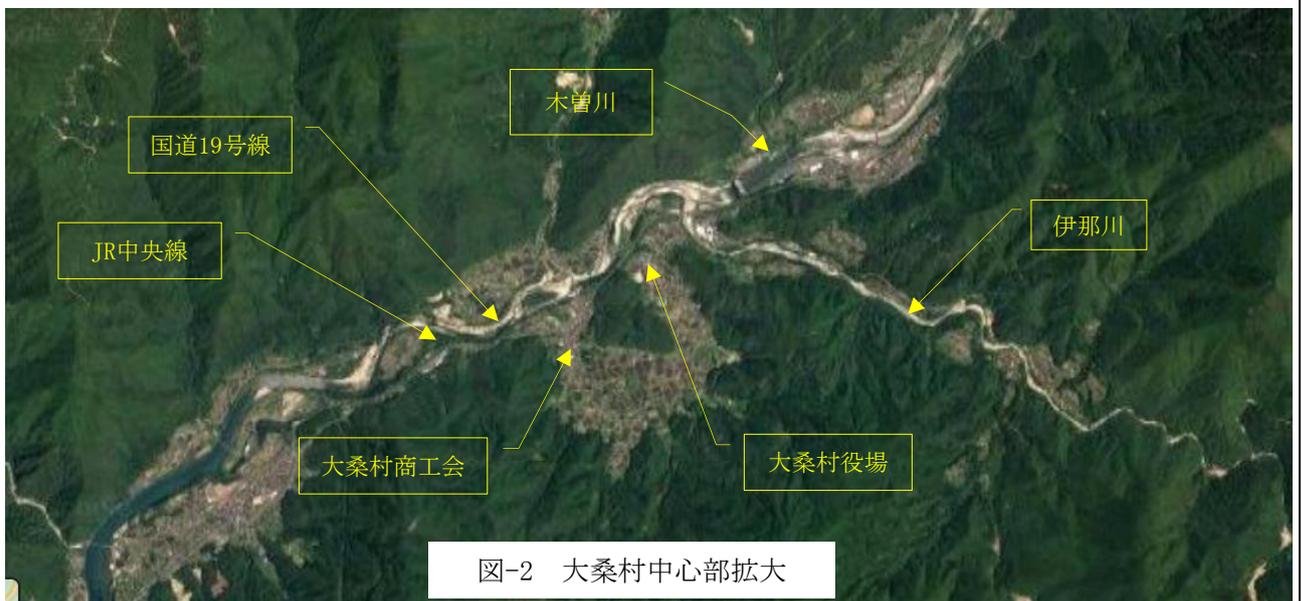


図-2 大桑村中心部拡大

(1)-2. 土砂・洪水ハザードマップ（大桑村防災マップ転用）

ア) 須原駅周辺部のハザードマップ

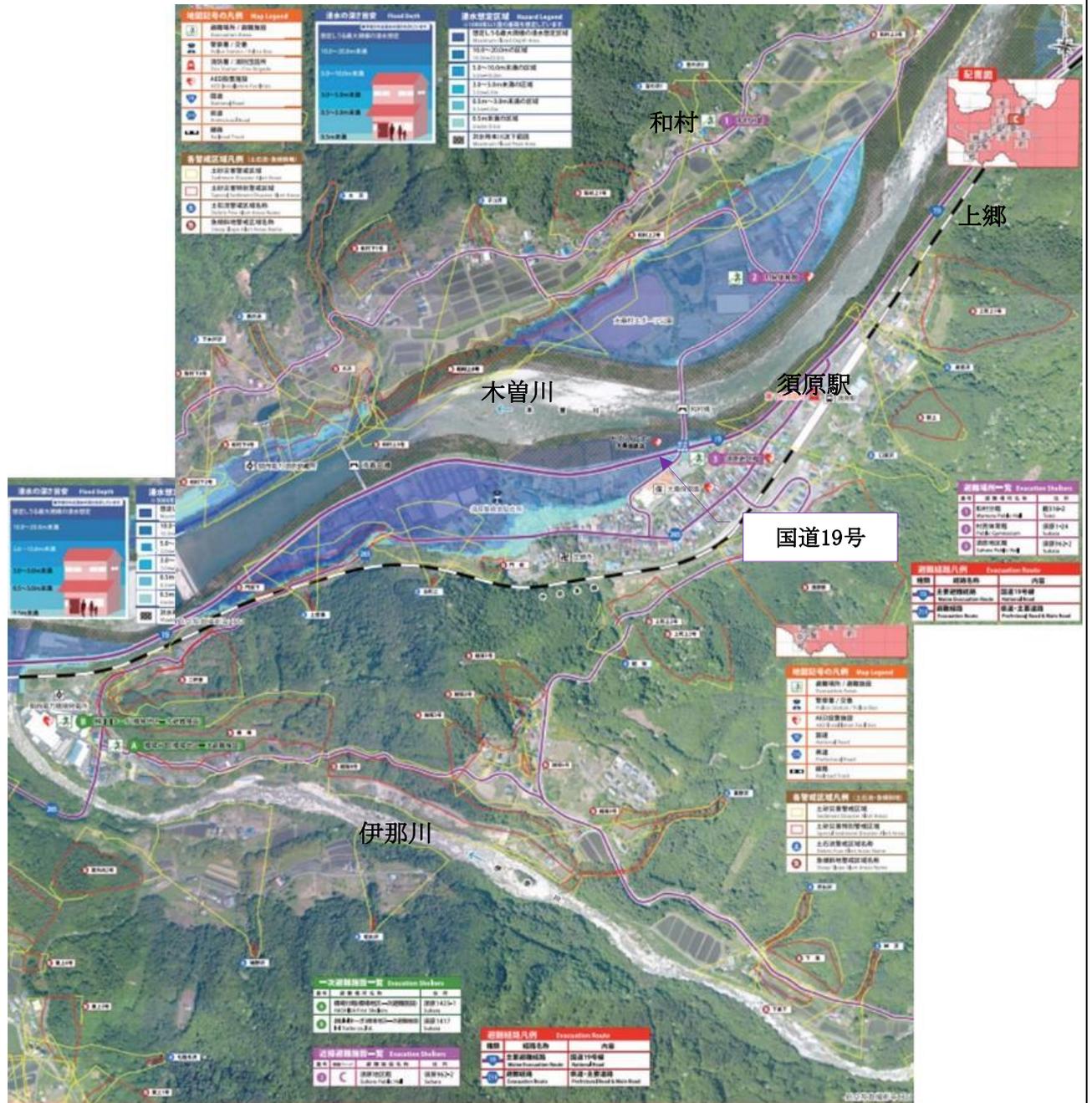


図-3 須原駅周辺(上郷・和村・須原町)地域の洪水・土砂災害マップ

ウ) 野尻駅周辺部のハザードマップ

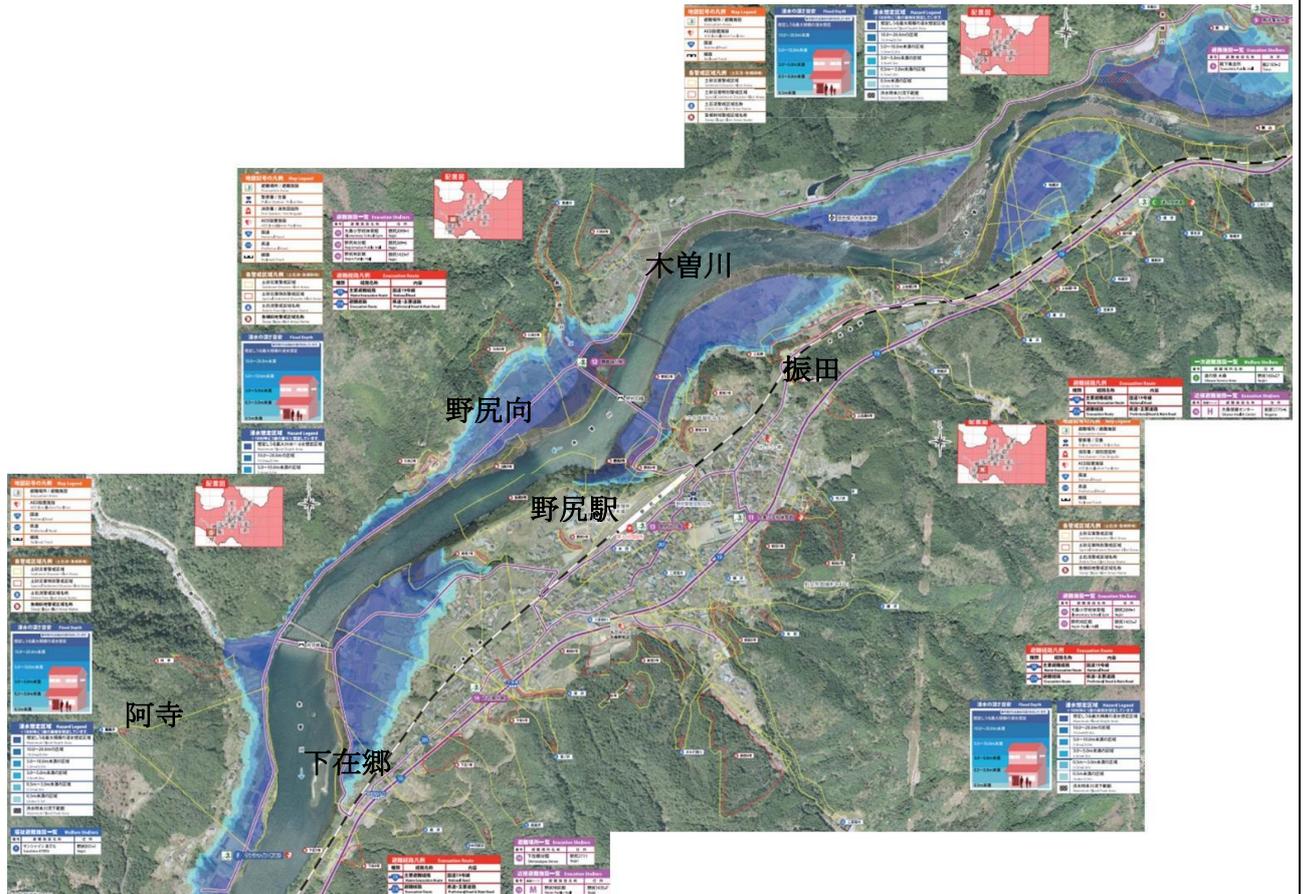


図-5 野尻駅周辺(振田・上在郷・野尻・川向・阿寺・下在郷)地域の洪水・土砂災害マップ

上図-1 ～ 図-5は、大桑村中央を大きく蛇行しながら南流する木曽川に沿って設置されたJR中央線須原駅、大桑駅、野尻駅を中心に洪水・土砂災害のハザードマップを示しています。

当該ハザードマップは、1,000年に1度の最大規模の降雨を想定したもので、上流域の須原駅周辺から大桑駅及び下流域の野尻駅の両岸ともに全域にわたり0.5m～10mの浸水想定区域に指定されている。また、急峻な山間地域であることから広範囲にわたり土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域及び土石流警戒区域と急傾斜地警戒区域が管轄地の全域に指定されている。

(1)-3. 地震(J-SHIS(日本防災研究所) 2019年版データを引用する)



図-6 大桑村周辺の活断層分布

上図-6に示すように、大桑村周辺の断層帯は北東部の糸魚川-静岡構造線断層帯(中北部、中南部)、直近の伊那谷断層帯主部と木曾山脈西縁断層帯主部北部が縦断している地域である。又、岐阜県方面の西北部へ延びる阿寺断層帯主部南部と北部があるが、特に北部の活断層は今後30年及び50年における発生確率が非常に高い断層である。

これらの活断層地震による震度への影響を、下図-7及び次頁表-1に示す。

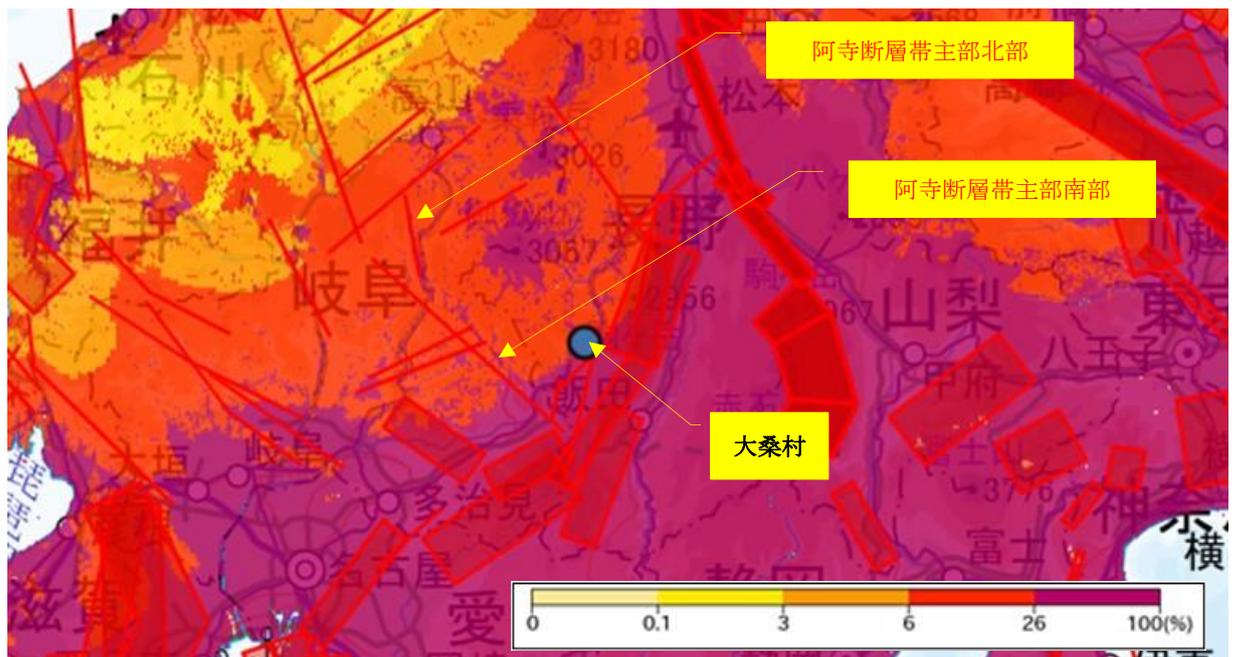


図-7 大桑村周辺の震度確率分布

前頁図-7は、今後30年 震度5以上の揺れに見舞われる確率の分布を表したもので、大桑村での発生確率は26%以上と想定されている。

表-1 各地震による震度5強以上の揺れに見舞われる確率(%)

	阿寺断層帯		糸魚川-静岡 構造線活断層	伊那谷活断層		木曾山脈 西縁断層	恵那山- 猿投山断 層帯
	北部	南部	中北部～中南 部	主部	南東 部		
今後30年の間	8.5	0	0.9	0	0.12	0	0
今後50年の間	13.7	0	1.5	0	0.2	0	0

表-1は、大桑村近隣の活断層地震の発生確率を示したものであり、大桑村への影響は阿寺断層帯主部北部地震によるものが最も大きい確率の発生予測である。

(1)-5. 感染症・サイバー攻撃その他自然災害以外

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急なまん延により、大桑村においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。また、災害に備える取組の他に、情報漏洩や不正アクセスなどの情報セキュリティやサイバーリスク対策に関する備えも重要で、準備していく必要がある

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 193人
- ・ 小規模事業者数 183人

表-1 商工業者の業種別内訳 (出典 長野県下商工会の概要 データ編 令和3年7月1日現在)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・ 宿泊業	サービ ス業	その他	合計
管轄内事 業者総数	43	34	2	39	25	36	14	193
(内)小規 模事業者 数	41	30	2	37	24	36	13	183
立地状況	村内 広域に 分布	村内 広域に 分布	村内 広域に 分布	村内 広域に 分布	村内 広域に分 布	村内 広域に 分布	村内 広域に分 布	村内 広域に 分布

(3) これまでの取組

ア 大桑村の取組

- ・大桑村業務継続計画の制定(平成31年3月制定)

本村における災害対策は、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、災害対策基本法第42条の規定に基づく「大桑村地域防災計画」(以下、「地域防災計画」という。)を基本的かつ総合的な計画として、大規模な災害を想定し、災害予防から災害応急対策、災害復旧対策までの様々な取組みを定めている。その一方で、本村は、住民に一番身近な基礎自治体として住民生活に密着した行政サービスを提供している。災害対応中であっても休止することが住民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、継続して実施することが求められる。大規模な災害の発生により、行政自身にも被害が発生し、庁舎機能の低下が余儀なくされる状況も想定される。本村が自らの責務を果たしていくためには、庁舎機能の継続性確保と業務の継続力向上に向けて適切に対応していくことが緊急の課題となる。このような社会的背景を踏まえて、大規模な災害に対する対応力の向上を目的に、災害による影響によって行政機能が低下する場合であっても業務を継続し、早期復旧させるための事前対策として「大桑村業務継続計画」(BCP:Business Continuity Plan)を策定する。

- ・大規模自然災害に係る事前に備えるべき目標と体制の整備

大規模な災害が発生した場合の業務継続に係る基本姿勢は、以下のとおりとする。

- (1) 大規模な災害が発生した際は、職員の安全を確保しつつ、住民の生命・身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることを最優先とし、災害対策業務を中心とした非常時優先業務の遂行に全力をあげる。このため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に縮小・休止する。
- (2) 優先継続業務は、業務停止に伴う住民生活への影響を最小限にとどめるために実施する優先度の高い業務である。人(職員)や物(庁舎や資機材等)、情報、ライフライン等の資源が限られた状況にあっても業務を遂行するために、業務に着手すべき時期など明確な目標を持って業務に取り組むとともに、必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は横断的に調整する。
- (3) 業務継続体制を維持するため、災害発生後も村職員が必要な業務に円滑かつ迅速に従事できるように、早期参集等による必要な人員の確保や庁舎、ライフライン等の資源確保に関する対策を計画的に講じておくとともに、業務継続に関わる訓練などを通して、本計画の周知・浸透を図る。

業務継続計画の重要項目の決定と具体策

1 村長不在時の代理順位及び職員の参集体制

災害対策本部長の職務代理者の順位 本部長（村長）に事故があるとき、又は村長が欠けたときの職務代理者は、次のとおりとする。

第1順位 副村長 第2順位 教育長 第3順位 総務課長

非常時において円滑かつ迅速に職務を代行するため、事前に職務代理者と職務に関する確認を実施するよう努める。又、配備体制基準と参集対象職員の決定。

2 代替庁舎の特定

災害対策本部は、原則として役場庁舎内に災害対策本部を設置する。ただし、役場庁舎が被災した場合は、代替施設として、須原地区館又は野尻地区館を候補地とする（災害の種類により判断すること）。また、代替施設に関して、避難所との住み分けや、防災情報等の通信機器類の設置検討を行うなど防災業務を円滑かつ迅速に実施するための設備の強化に努める。

3 電気、水、食料等の確保

非常用電源の整備・職員用の水、食料等の確保

業務を遂行する職員等のための水、食料の確保に努める。トイレットペーパー、紙、トナー等消耗品について保管確認を行う。

4 その他

什器等の転倒防止 庁内に設置している書類棚、OA機器、ロッカー等の転倒による職員や来庁者の負傷防止や避難ルートの確保を図るため、什器等の転倒防止対策を推進するとともに、転倒した場合においても、人的被害が軽減できるようなレイアウト等を工夫する。

また、新たに什器等を導入する場合には、導入時に転倒防止措置を講じる。

5 多様な通信手段の確保

災害時において、各防災関係機関との通信連絡を迅速かつ的確に行うため、電話、防災行政無線、衛星携帯電話等、通信手段の整備及びSNSの活用を検討を行うとともに、通信運用を円滑かつ迅速に行うための通信体制を整備し、通信機器運用訓練を実施する。また、要配慮者が利用する施設への警戒情報等の伝達方法は、電話、メール、FAX、広報車等を利用したそのときに最も迅速確実と考えられる手段を持って行う。

6 行政データのバックアップ

重要な行政データのバックアップは、行政の生命線であり、どのような事態にあっても消滅してはならない。データのバックアップは、突然のシステムダウンやパソコン・ハードディスクの破損、ランケーブルの切断等最悪の場合に陥っても、その後の行政サービスに支障がでることがないように定期的に記録媒体に保存し、最新を手元で保管するとともに、日頃から適切かつ確実にバックアップを行わなければならない。現在、業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップについては、定期的に記録媒体に保存し、それ以前のことを遠隔地にて分散保管している。

7 非常時優先業務

本計画では、発災後1ヶ月間を計画対象期間とし、災害発生後の時間区分については、予め区分されたフェーズに区分し、担当部門毎に大規模災害の発生時に生じる災害対策業務を遂行する。

8 受援体制の確保

大規模災害の発生時には、協定に基づく支援以外にも協定等未締結の自治体から応援職員が派遣されて来ることも予想される。こうした応援職員を有効に活用し、災害対応に必要な人員を確保することが、業務を継続していく上で有効なことから、「応援は来るという前提」のもと、事前に受入体制の整備を進める。なお、受援担当は総務班（総務係）とする。

9 新型インフルエンザ等感染拡大防止基本方針の策定

大桑村では新型インフルエンザ等感染拡大防止対策として次の方針を定めました。基本的な行動指針を明確にし、長期化を想定した対応を村民に啓発を行います。なお、感染の状況や国、県の対策等を勘案しながら対応を見直していくこととします。

イ 当会の取組

- ・小規模事業者に対する災害リスクやBCP計画の策定支援および普及啓発
- ・あいおいニッセイ同和損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・事業継続力強化計画支援策定のための行政担当課との連携
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・近隣の大桑村が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・新型感染症に対する対策（危機管理マニュアルに策定済）

2 課題

- ・現状では、緊急時の取組が漠然としており、発生時に何をすべきかわかりにくい。
- ・協力体制の重要性について、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応について、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行うことができる経営指導員等職員が不在である。
- ・感染症対策において、村内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えて、マスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

3 目標

- ・村内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時の連絡を円滑に行うため、当会と大桑村との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、町内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和5年11月1日 ~ 令和10年3月31日)

5 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

令和4年に策定した「大桑村商工会 危機管理マニュアル(Ver.2)」について、本計画との整合性を整理し、自然災害や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償の損害保険・共済への加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や村広報、ホームページ、メールマガジン等において、本計画を公表する。
その他、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものも含む。)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対処することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者にマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援政策等を提供する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、平成28年4月に大桑村商工会危機管理マニュアル(Ver. 1)を作成
- ・大桑村商工会 危機管理マニュアル(Ver. 2) 【令和5年8月総合見直し】 別添

ウ 事業者BCP策定等に向けた関係団体との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等をする。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの掲示、セミナーの共催 等

エ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・大桑村事業継続力強化支援協議会(構成員:当商工会、大桑村、法定経営指導員)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

オ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度5強の地震)が発生したと仮定し、大桑村との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

(2) 発災後の対策

自然災害による発生時は、人命救助が第一である。そのうえで、下記手順で町内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間内に予め決めてある安否確認システムにより、役職員及び家族の安否確認を行う。
- ・安否確認の責任者は、安否確認を踏まえ出勤勤務可能人員を把握する。
- ・被害状況の確認者は、商工会業務継続に係る家屋、設備の被害状況を把握する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認をおこなうとともに、事業所の消毒、職員の手洗いうがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大桑村における感染症対策本部設置に基づき当商工会による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- ・当商工会と大桑村の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・下記の被害規模を目安として、応急対策の内容を決定する。
- ・職員は、危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を担う。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

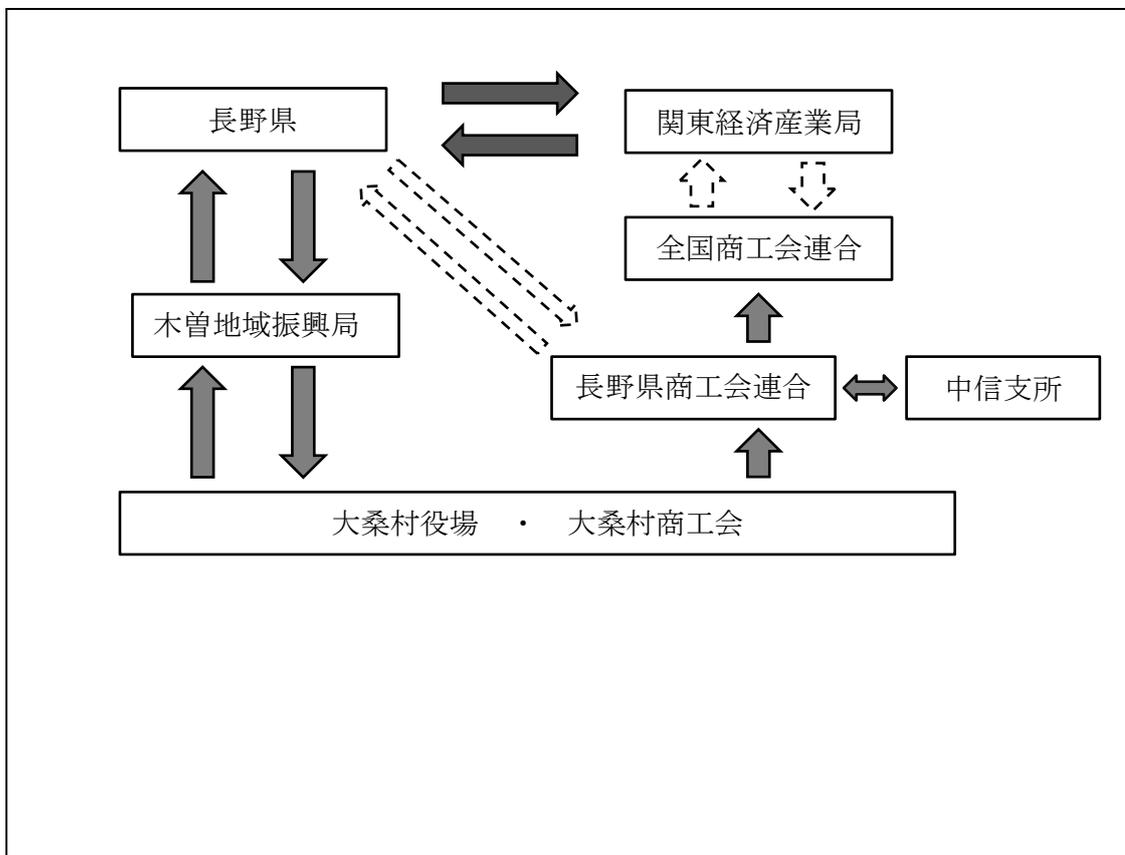
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

- ・本計画により、当商工会と大桑村は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～数日間	1日に最低3回(必要に応じて随時)共有する
数日後～1ヶ月後	1日に最低1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、村内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被害地域での活動を行うことについて決める。
- ・当商工会と大桑村は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当商工会と大桑村が共有した情報を、大桑村から長野県木曾地域振興局商工観光課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当商工会と大桑村が共有した情報を大桑村から長野県木曾地域振興局商工観光課へ報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、大桑村と相談する。(当商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策(国や県、市町村等の施策)について、町内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある時は小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

(5) 町内小規模事業者に対する復興支援

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を連携する商工会及び長野県商工会連合会に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制																	
(令和5年10月現在)																	
<p>1 実施体制</p> <p>実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）</p>																	
<p>2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p> <p>(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>所属</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>杉山 明代</td> <td>上松町</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">後述3(1)参照</td> </tr> <tr> <td>日野 亮</td> <td rowspan="2">南木曽</td> </tr> <tr> <td>児玉 智志</td> </tr> <tr> <td>岡嶋 豊</td> <td rowspan="3">木曽町</td> </tr> <tr> <td>八木 啓一郎</td> </tr> <tr> <td>花岡 のぞみ</td> </tr> <tr> <td>山口 一幸</td> <td>木祖村</td> </tr> </tbody> </table>			氏名	所属	連絡先	杉山 明代	上松町	後述3(1)参照	日野 亮	南木曽	児玉 智志	岡嶋 豊	木曽町	八木 啓一郎	花岡 のぞみ	山口 一幸	木祖村
氏名	所属	連絡先															
杉山 明代	上松町	後述3(1)参照															
日野 亮	南木曽																
児玉 智志																	
岡嶋 豊	木曽町																
八木 啓一郎																	
花岡 のぞみ																	
山口 一幸	木祖村																

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会

上松町商工会

〒399-5602 長野県木曾郡上松町本町通り2-8

TEL 0264-52-2157 / FAX 0264-52-4930

E-mail : agematsu@ju.kiso.ne.jp

南木曾商工会

〒399-5301 長野県木曾郡南木曾町読書3671-3

TEL 0264-57-2515 / FAX 0264-57-3754

E-mail : agematsu@ju.kiso.ne.jp

木曾町商工会

〒397-0001 長野県木曾郡木曾町福島6442-6

TEL 0264-22-3168 / FAX 0264-22-4304

E-mail : agematsu@ju.kiso.ne.jp

木祖村商工会

〒399-6201 長野県木曾郡木祖村大字藪原189-1

TEL 0264-36-2048 / FAX 0264-36-3094

E-mail : agematsu@ju.kiso.ne.jp

関係市町村

大桑村役場

〒399-5503 長野県木曾郡大桑村長野880-1

TEL 0264-55-3080

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1. 必要な資金の額

(単位 千円)

項目	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	必要な資金の額	100	300	300	300	300
・ 専門家派遣費			50	50	50	50
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費			50	50	50	50
・ パンプ、チラシ作成費	50	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費			50	50	50	50
・ 備蓄品等			50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2. 調達方法

調達方法
会費収入、長野県補助金、大桑村補助金、事業収入等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
<ul style="list-style-type: none">・ あいおいニッセイ同和損害保険(株) 長野市中御所岡田53-7 長野支店 支店長 植月 道雄・ 長野県火災共済協同組合 長野市大字中御所岡田町131-10 理事長 柏木 昭憲
連携して実施する事業の内容
<p>連携する2社</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。 自然災害等のリスク及びその影響を軽減させるための取組みや対策を、講習会やパンフレット配布等により連携して周知・説明を行う。 主にあいおいニッセイ同和損害保険(株)・ 小規模事業者に対し、BCP策定による実効性のある取組み支援等を行う。 個別相談会、セミナーを通して個社のBCP策定のための策定支援を連携して実施する。
連携して事業を実施する者の役割
<p>あいおいニッセイ同和損害保険(株)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業者の損害保険の見直しを図り、災害時等に必要な保険を専門的立場から精査することにより、事業継続のための資金確保を図ることが期待できる。・ セミナーの開催等に講師の派遣や資料の提供を受け、実効性のあるBCP策定を図ることができる。 <p>長野県火災共済協同組合</p> <ul style="list-style-type: none">・ 被災時の復旧に必要な費用算定等で連携してあり、迅速な対応が期待できる・ BCP策定に必要な情報の提供を受け、実効性のある計画の策定と対応が図れる。

連携体制図等

長野県火災共済
協同組合

木曾グループ

あいおいニッセイ同和
損害保険株式会社



連携

連携

担当組合職員

大桑村商工会

担当支社職員

連絡調整

BCP計画等の策定支援
共済保険通知

大桑村小規模事業者

BCP計画等の策定支援
損害保険の加入促進

